

海洋開発分科会運営規則

平成 13 年 4 月 9 日海洋開発分科会決定

平成 19 年 3 月 6 日一部改正

第 1 条 科学技術・学術審議会海洋開発分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年政令第 279 号。）及び科学技術・学術審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第 2 条 分科会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会会長が指名する。

3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから分科会会長の指名する者が、これに当たる。

4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。

5 委員会の会議は、主査が招集する。

6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を分科会に報告するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

第 3 条 分科会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一 分科会会長の決定その他人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前 2 号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、分科会において非公開とすることが適当であると認める案件

第 4 条 分科会会長は、分科会の会議の議事録を作成し、~~分科会に諮った上で、これを公開公表するものとする。~~

2 分科会の会議が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、分科会会長が~~会議~~分科会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

第 5 条 分科会会長は、必要があると認められたときは、学識経験者及び関係行政機関の職員を臨時に出席させることができる。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会会長が分科会に諮って定める。